

# 平成 29 年度第 1 回 日本 NP 学会 総会

日 時 平成 29 年 11 月 25 日 (土) 11:20 ~ 12:00

場 所 国際医療福祉大学 成田キャンパス看護学部 EA 棟 2 階 特大講義室

進 行 事務局長 (日本 NP 学会)

## 一 次 第 一

### 1. 理事長挨拶

### 2. 議 事

(1) 平成 28 年度日本 NP 学会事業報告及び決算等について(資料 1-1, 1-2)

(2) ブロック活動について

1) ブロック活動に関する規程について(資料 2-1)

2) ブロック活動に関するホームページについて(資料 2-2, 2-3)

~~(3) 学術誌投稿規程の一部改正等について(資料 3-1, 3-2, 3-3) (取り下げ)~~

### 3. 報告

(1) 日本 NP 学会第 4 回学術集会について

### 4. その他

資料 1-1 : 平成 28 年度日本 NP 学会事業報告・決算(案)

資料 1-2 : 平成 28 年度会計報告

資料 2-1 : 日本 NP 学会ブロック活動に関する規程(案)

資料 2-2 : 日本 NP 学会ブロック活動に係るホームページ運用細則(案)

資料 2-3 : 日本 NP 学会ホームページ「ブロック活動」画面等

資料 3-1 : 日本 NP 学会誌投稿規程の一部改正

資料 3-2 : 初回投稿論文チェックリストの一部改正

資料 3-3 : 日本 NP 学会学術雑誌 Q&A

別添 1 : 平成 28 年度日本 NP 学会事業計画・予算

別添 2 : 日本 NP 学会役員名簿

別添 3 : 日本 NP 学会会則

## 平成 28 年度日本 NP 学会事業報告

## 1 役員及び会員の状況

理事長	1 名
副理事	2 名
理事	16 名
監事	3 名
会員	273 名、1 団体（平成 29 年 3 月 31 日現在）

会 員 種 別	平成 27 年度末	平成 28 年度末	増 減
正会員（個人）	178 人	231 人	53 人
学生会員（個人）	31 人	41 人	10 人
賛助会員（個人）	—	1 人	1 人
賛助会員（団体）	1 団体	1 団体	—
名 誉 会 員	—	—	—
合 計	209 人・1 団体	273 人・1 団体	64 人

## 2 会議等

## 1) 第 1 回日本 NP 学会理事会

日時：平成 28 年 5 月 28 日（土）10:30～11:00

場所：東京医療保健大学国立病院機構キャンパス H206 会議室

- (1) 平成 27 年度事業報告・決算
- (2) 平成 27 年度会計監査報告
- (3) 平成 28 年度事業計画書（案）・収支予算書（案）
- (4) 日本 NP 学会誌投稿規程（案）
- (5) 診療看護師（NP）資格更新の手引き

## 2) 第 1 回日本 NP 学会総会

日時：平成 28 年 5 月 28 日（土）12:30～16:10

場所：東京医療保健大学国立病院機構キャンパス H306 会議室

- (1) 経過報告「法制化後の進捗状況と課題」（草間理事長）
- (2) 特別講演「我が国における診療報酬制度のしくみについて」  
（厚生労働省保険局医療課 林修一郎課長補佐）
- (3) 平成 27 年度事業報告・決算
- (4) 平成 27 年度会計監査報告
- (5) 平成 28 年度事業計画書（案）・収支予算書（案）
- (6) 日本 NP 学会誌投稿規程（案）
- (7) 診療看護師（NP）資格更新の手引き

### 3) 第2回日本NP学会理事会

日時：平成28年11月25日（金）17:00～18:00

場所：藤田保健衛生大学生涯教育研修センター2号館4階415号室

- (1) 日本NP学会通常総会の開催時期変更に伴う会則の一部改正  
・総会は10～11月末、学術集会の開催に合わせて開催
- (2) 日本NP学会学術集会申し合わせ事項の一部改正
- (3) 日本NP学会第4回学術集会開催地  
・第5回以降はNPが中心となって開催できるようにする。
- (4) 日本NP学会第2回学術集会
- (5) 日本NP学会誌への投稿
- (6) 日本NP学会会員の状況及びホームページの一部変更
- (7) 島根県NP関係者によるブロック活動

### 4) 第2回日本NP学会総会

日時：平成28年11月26日（土）16:30～17:00

場所：藤田保健衛生大学生涯教育研修センター2号館5階501号室

- (1) 日本NP学会通常総会の開催時期変更に伴う会則の一部改正  
・総会は10～11月末、学術集会の開催に合わせて開催
- (2) 日本NP学会誌への投稿について
- (3) 診療看護師（NP）資格認定更新
- (4) 日本NP学会第3回学術集会

## 3 学術集会の開催

### 1) 第2回学術集会

平成28年11月26日（土）藤田保健衛生大学（愛知県）

参加者数 300名以上

渡邊孝大会長 学術集会テーマ：「躍進する診療看護師(NP)」

- (1) 理事長講演 「自ら切り拓いていく診療看護師の道」  
草間朋子（東京医療保健大学 副学長）
- (2) 会長講演「躍進する診療看護師(NP)」  
渡邊孝（藤田保健衛生大学 保健学研究科 客員教授）
- (3) 招請講演 「日本が目指すべき医療・介護の方向性とは」  
薬師寺みちよ（参議院議員）

(4) 教育講演

- ①「現場で使える消化器症候の診療」  
石原慎（藤田保健衛生大学 医学部 臨床医学総論 教授）
- ②「尿路感染症における薬剤耐性菌対策について」  
石川清仁（藤田保健衛生大学病院 教授  
医療の質・安全管理対策部 感染対策室 室長）
- ③「ERにおける診断推論」  
植西憲達（藤田保健衛生大学 医学部 救急総合内科 教授）

(5) ランチョンセミナー3件

- ①「栄養サポートの意義と vascular access device」  
森直治（藤田保健衛生大学 医学部 外科・緩和医療学 准教授）
- ②「変わりゆく心臓植込みデバイスの管理法」  
渡邊英一（藤田保健衛生大学 医学部 循環器内科 教授）
- ③「形成外科医が実践する切開、縫合、術後創部管理  
～きれいなキズ痕をめざして～」  
奥本隆行（藤田保健衛生大学 医学部 形成外科 教授）

(6) 研究発表（一般口述・ポスター）の発表が行われた

2) 第3回学術集会

栗田康生大会長

主幹： 国際医療福祉大学大学院

日時： 平成29年11月25日（土）

会場： 国際医療福祉大学 成田キャンパス

3) 第4回学術集会

北海道・東北ブロック

東北文化学園大学 渡邊隆夫教授 検討

4 「日本NP学会誌」の発刊

1) 創刊号の発行（平成29年3月）

2) 平成28年度編集委員

（委員長）栗田康生 国際医療福祉大学大学院

（委員）岩本郁子 東京医療保健大学大学院

高田美由紀 JCHO 千葉病院

井手上龍児 東京城東病院

## 5 ブロック活動

### 1) 中国・四国・九州ブロック

#### ①公立邑智病院研修会

日時：平成28年12月10日(土)、11日(日) 12:30～翌12:00

場所：島根県 公立邑智病院研修棟 他

テーマ：看護師が行う特定行為 in おおち

～共に語ろうチーム医療の未来～

特別講演：「高齢化社会を担う医療とNPに求められるもの」

小野美喜（大分県立看護科学大学 教授）

#### ②九州診療看護師(NP)研究会第1回学術集会・総会

日時：平成29年2月4日(土) 13:00～16:30

場所：長崎県 長崎医療センター地域医療研修センター

テーマ：診療看護師(NP)がつなぐ人と未来

特別講演：「長崎県における診療看護師(NP)への期待」

米倉正大（長崎県病院企業団 企業長）

## 6 日本NP学会ホームページの開設

### 1) 情報サイト：

①学会概要

②学術集会

③学会誌（インターネットジャーナル）

④ブロック活動

⑤入会申込

⑥お知らせ・お問い合わせ 他

⑦会員名簿

平成28年度 日本NP学会 決算(案)

資料1-1

歳入の部

(単位:円)

収入科目	本年度予算額	決算額	差引増減	備考
会費	1,150,000	1,588,000	438,000	個人会員 5,000円×231名 1,155,000円 学生会員 3,000円×41名 123,000円 賛助会員(団体*1) 10,000円×30口 300,000円 賛助会員(個人*2) 1,000円×5口、1,000円×1口 6,000円 個人会員(会費不足) 4,000円×1名 4,000円
繰越金	2,032,548	2,032,548	0	
寄付金	0	281,095	△281,095	第2回学術集会 281,095円
学術集会準備金戻り	300,000	300,000	0	H28年度分 300,000円
諸収入	352	159	△193	銀行利息 159円
合計	3,482,900	4,201,802	718,902	

歳出の部

(単位:円)

支出細科目	本年度予算額	決算額	差引増減	備考	
管理費	会議費	0	0	0	0円
	報酬	0	12,000	△12,000	入会受付(学術集会会場にて) 6,000円×2名 12,000円
	旅費	0	0	0	0円
	印刷製本費	10,000	0	△10,000	0円
	振込料	10,000	1,512	△8,488	
	郵送料	30,000	15,234	△14,766	切手購入等
	広報費	50,000	0	△50,000	
	事務用消耗品費	20,000	1,721	△18,279	ファイル、ゴム印等
	HP制作・管理費	1,067,000	1,043,200	△23,800	ホームページ開設
	公租公課	1,000	23	△977	利子源泉税 23円
事業費	次年度学術集会準備助成金	300,000	300,000	0	H29年度 学術集会準備金 300,000円 会議費・消耗品・振込手数料・郵送料等
	学会誌	628,000	0	△628,000	初期費用 0円 第2号組版 0円 編集委員旅費 0円 執筆料 0円 郵送料 0円 事務用品 0円 *H29年度に支払う
	予備費	1,366,900	0	△1,366,900	
合計	3,482,900	1,373,690	△2,109,210		
繰越金	0	2,828,112	2,828,112	次期繰越金	
合計(次期繰越を含む)	3,482,900	4,201,802	718,902		

※1 学術集会会計については平成28年度から各学術集会として処理するため決算としては計上しない

※2 事務局人件費は大阪府立看護科学大学が負担

\*1) 賛助会員(団体):株式会社メディコン様(30口)

2) 賛助会員(個人):スミスアンドニュー 富田様(5口)

# 会計検査報告書

日本 NP 学会会則に則り、平成 28 年度会計について厳正に検査を実施した結果、諸帳簿及び証拠書類はよく整理されており、指摘事項はありませんでした。

平成 29 年 5 月 27 日

日本 NP 学会

野川 道子



忠 雅之



印

## 日本 NP 学会 ブロック活動に関する規程（案）

## （目 的）

第 1 条 この規程は、日本 NP 学会（以下、「本会」という。）会則第 20 条の規定に基づき、ブロック活動に関する必要な事項を定め、活発なブロック活動を通して NP の質の向上を図ることを目的とする。

## （組 織）

第 2 条 本会の支部活動の場として 4 ブロックを置く。

2 各ブロックに所属する都道府県は、次のとおりとする。

- (1) 北海道・東北ブロック：北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県
- (2) 関東ブロック：栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県
- (3) 中部・関西ブロック：静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県
- (4) 中国・四国・九州ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

## （ブロックの名称）

第 3 条 各ブロックの名称は「日本 NP 学会」を冠した名称とし、ブロック内で開催する活動（研究会等）には「診療看護師（NP）」の名称を付すこととする。

例）日本 NP 学会中国・四国・九州ブロック 九州診療看護師（NP）研究会

## （ブロック会員）

第 4 条 ブロック会員は、本会会員あるいは賛助会員および、各ブロックの活動（研究会等）に賛同する者とする。

## （ブロック長）

第 5 条 各ブロックには各ブロックに所属する本会の理事の互選によって選出したブロック長をおく。

- 2 各ブロック長は、ブロック活動の運営を統括する。
- 3 各ブロック長はブロック内の活動（研究会等）について、報告書を求めることができる。
- 4 各ブロック長は、本会総会においてブロックの年間活動の報告を行う。
- 5 各ブロックに所属する本会理事は、ブロック長と協働してブロック活動を支援する。

## （ブロック活動）

第 6 条 各ブロックは、本会会則第 3 条に則り、独自の活動を行うことができる。

- 2 各ブロックに所属する会員が、ブロック内で活動（研究会等）を行う場合は、ブロック長の承認を得て実施する。



- 3 公文書（本会または本会に属する者が活動に関連して作成する文書をいう。以下、本条において同じ。）は各活動主催者（研究会等）の責任で作成する。
- 4 本会事務局や日本 NP 教育大学院協議会による公文書の発行は原則行わない。
- 5 日本 NP 教育大学院協議会の後援等を希望する場合は、本会事務局を經由して申請等の手続きを行う。
- 6 各ブロックにおいて行う活動（研究会等）の主催者は活動終了後に各ブロック長に活動成果の結果を書面で報告する。

（ブロック活動の広報）

第7条 各ブロックにおける活動の本会ホームページへの掲載は、ブロック長の責任において行う。

（ブロックの会計）

第8条 各ブロックの活動に伴う経費については、原則として活動の主催者の責任で対処することとする。

- 2 余剰金が生じた場合、本会に寄付として収納することができる

（ブロックの名簿管理）

第9条 本会のホームページに公開されている会員名簿を活用することができる。

- 2 各活動（研究会等）が作成した名簿は、その活動主催者（研究会等）が責任をもって管理する。

付 則

この規程の改廃は、日本 NP 学会理事会の議決による。

この規程は、平成 29 年●月●日から施行する。

## 日本 NP 学会ブロック活動に係るホームページ運用細則(案)

## (細則の位置づけ)

第1条 日本 NP 学会（以下、「本会」という。）は日本 NP 学会ブロック活動に関する規程に定めるブロック活動に係る学会ホームページ（以下、「ブロック活動情報」という。）の運用に関し本細則を設ける。

## (運営管理)

第2条 ブロック活動情報の円滑な運用を図るため、学会事務局がこれを管理する。

## (目的)

第3条 本会が発信する情報を通じ、各ブロックにおける NP に関する研究の推進ならびに知識の交流を図ることを目的とし、運用にあたっては、社会的倫理規範の遵守および個人情報の保護に留意する。

## (ブロック活動情報運営業務)

第4条 ブロック活動情報の運営においては次の業務を行なう。

- (1) NP に関する研究の推進
- (2) 知識の交流を図る為の情報提供
- (3) NP 総会、学術集会及びブロック活動等に関する情報提供
- (4) 学会員の名簿掲載（同意者のみ）
- (5) その他、NP に係る催しに関する事項

## (ブロック活動情報の管理、作成、編集及び削除)

第5条 ブロック活動情報の管理、作成、編集及び削除（以下、「管理等」という。）は各ブロック長が行う。

- 2 理事長は、各ブロック長にブロック毎のメールアドレスを付与する。
- 3 各ブロック長はブロック活動情報の管理等に加え、開示および非開示に関する操作についても適正に行う。
- 4 各ブロック長は、ブロック内に開示した情報を全ブロックに発信することを希望する場合、その旨を学会事務局に願い出ることができる。
- 5 学会事務局は4の願いにより新着情報として発信する
- 6 理事長は、ブロック活動情報に掲載された内容が不適切であると判断した場合、対象となるブロック長に対し、その削除を求めることができる。
- 7 前項の規定により理事長から掲載内容の削除を求められた場合、対象となるブロック長はすみやかに削除しなければならない

## (ブロック活動情報の掲載の形式)

第6条 掲載の形式は、原則として、文書にあつてはテキストファイルとし、画像ファイルにあつては JPEG 形式とする。

## (禁止事項)

第7条 ブロック活動情報を使用するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本会の目的以外に使用すること
- (2) 誹謗中傷、プライバシーを侵害する内容の記事の掲載
- (3) 著作権等の法令に定める権利の侵害
- (4) 営利目的その他法令及び社会的常識・倫理に反する内容の掲載

## 附則

この細則の改廃は理事会の議決による。  
この細則は平成 29 年●月●日から施行する。

## 日本 NP 学会ホームページ「ブロック活動」画面

HOME

学会概要

学術集会

日本NP学会誌

ブロック活動

入会・登録変更

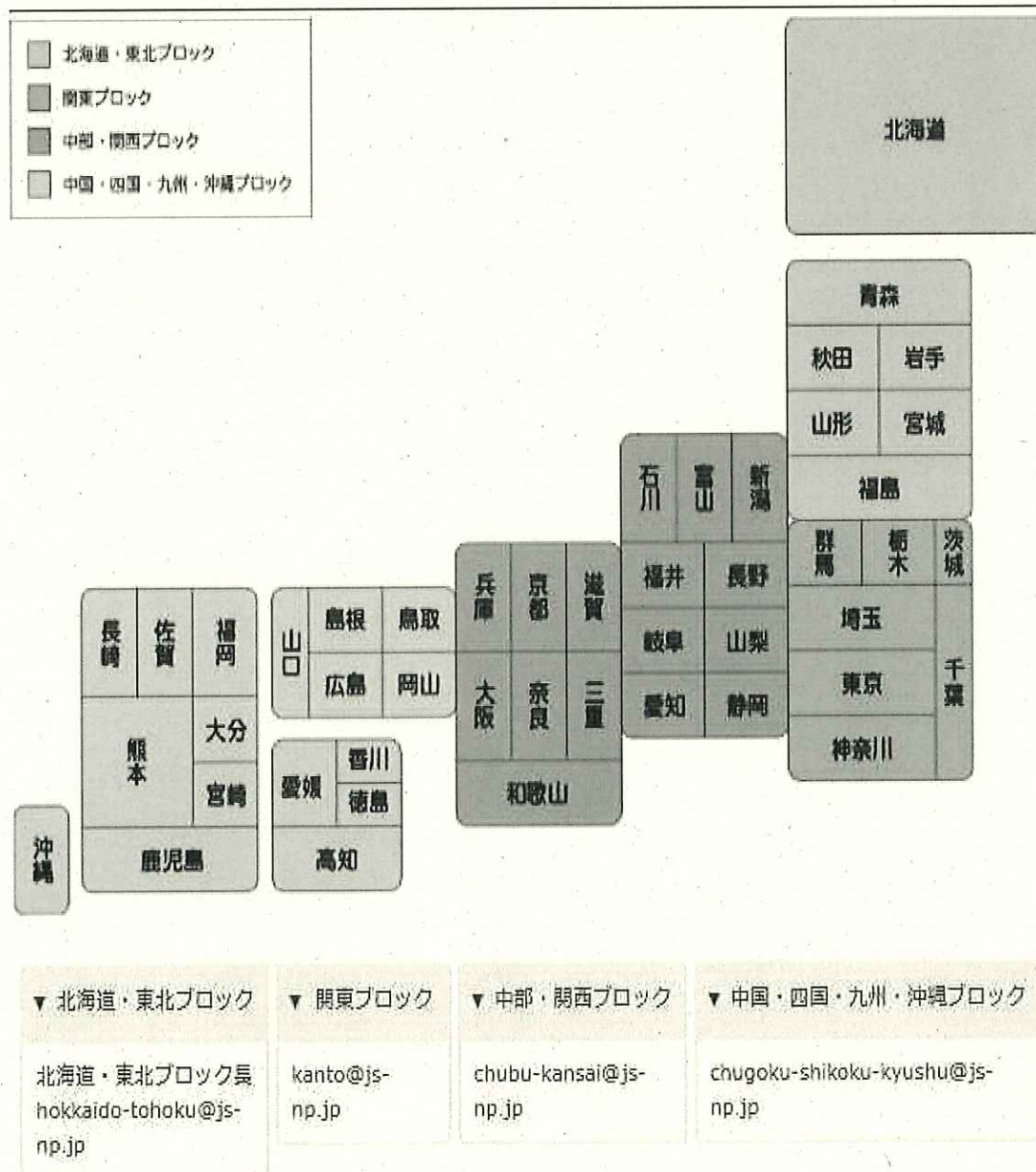
会員名簿

HOME &gt; 各ブロックでの活動

## 各ブロックでの活動

本学会では、会員を所属機関の所在地により、全国を4ブロックに分け、各ブロックでの活動に取り組みます。

## エリア分布図



## 日本NP学会誌投稿規程の一部改正について

## 1 改正内容

- (1) 「2. 投稿論文の種類」の本文中、「原著、」の次に「短報、」を挿入し、表中、「原著」を「原著研究報告」に改める。
- (2) 「6. 投稿手続き」の本文中、「論文情報」の次に「(本文においては氏名、所属、謝辞ほか投稿者を特定できるような事項は取り外しておく)」を挿入する。
- (3) 「7. 投稿原稿の受付および採否の3)」中、「著者情報」を「著者等の個人情報」に、「利益相反等」を「謝辞、利益相反等」に、「本文」を「本文(Word)」に、「著作権譲渡同意書」を「著作権譲渡同意書(PDF)」に、「メール添付で下記に送付」を「電子投稿システム画面に入力」に改め、「日本NP学会事務局学会誌編集行(大分県立看護科学大学内) E-mail: [journal@js-np.jp](mailto:journal@js-np.jp)」を削除する。

## 2 改正理由

- (1) 電子投稿システムの導入に伴う手続きの変更と、投稿手続きの明瞭性を高めるための字句・文言の整理

## 3 新旧対照表

旧	新							
<p>2. 投稿原稿の種類</p> <p>投稿原稿の種類を表に示す。総説、<u>原著</u>、<u>短報</u>、<u>症例報告</u>、<u>資料</u>・その他である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>論文の種類</td></tr> <tr><td>総説</td></tr> <tr><td>原著</td></tr> </table>	論文の種類	総説	原著	<p>2. 投稿原稿の種類</p> <p>投稿原稿の種類を表に示す。総説、<u>原著</u>、<u>研究報告</u>、<u>短報</u>、<u>症例報告</u>、<u>資料</u>・その他である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>論文の種類</td></tr> <tr><td>総説</td></tr> <tr><td>原著</td></tr> <tr><td>研究報告</td></tr> </table>	論文の種類	総説	原著	研究報告
論文の種類								
総説								
原著								
論文の種類								
総説								
原著								
研究報告								
<p>6. 投稿手続き</p> <p>1) 電子投稿ガイドに従い、投稿者情報、<u>論文情報</u>を電子投稿システム画面上に入力する。</p>	<p>6. 投稿手続き</p> <p>1) 電子投稿ガイドに従い、投稿者情報、<u>論文情報</u>(本文においては氏名、所属、謝辞ほか投稿者を特定できるような事項は取り外しておく)を電子投稿システム画面上に入力する。</p>							
<p>7. 投稿原稿の受付および採否</p> <p>3) 最終原稿は、<u>著者情報</u>、<u>所属機関</u>、<u>倫理委員会名称(承認番号)</u>、<u>利益相反等</u>を明記した<u>本文</u>と<u>図表のファイル</u>(Word Excel PP PDF 等)、<u>「著作権譲渡同意書」</u>をメール添付で下記に送付する。</p> <p><u>日本NP学会事務局学会誌編集行(大分県立看護科学大学内)</u></p> <p><u>E-mail: <a href="mailto:journal@js-np.jp">journal@js-np.jp</a></u></p>	<p>7. 投稿原稿の受付および採否</p> <p>3) 最終原稿は、<u>著者等の個人情報</u>、<u>所属機関</u>、<u>倫理委員会名称(承認番号)</u>、<u>謝辞</u>、<u>利益相反等</u>を明記した<u>本文(Word)</u>と<u>図表のファイル</u>(Word Excel PP PDF 等)、<u>「著作権譲渡同意書」(PDF)</u>を電子投稿システム画面上に入力する。</p> <p>(削除)</p>							

<p>附則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 <u>改正後の規程は平成 29 年〇月〇日から施行する。</u></p>
---	---

## 日本NP学会誌投稿規程

日本NP学会誌は、日本NP学会の機関誌であり、研究、学術的な活動を通してNPの専門性を追究し、日本の医療に寄与することを目的とし発刊するものである。

### 1. 投稿者の資格

著者ならびに共著者は、原則として本学会会員とする。なお、例外を認める場合は編集委員会で決定する。

### 2. 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類を表に示す。総説、原著、研究報告、短報、症例報告、資料・その他である。

論文の種類	内容	文字数 (本文+図表)	要旨
総説	特定の主題について多数の文献・情報をもとにその内容をまとめ、包括的かつ多角的に説いた論文	16,000 字以内	和文 600 字以内 英文 250 words 以内
原著 研究報告	科学的研究手法に基づくものであり、新たな知見を提供する論文	16,000 字以内	和文 600 字以内 英文 250 words 以内
短報	原著あるいは症例報告に準ずるが、簡略内容で報告可能な論文	3,200 字以内	和文 300 字以内 英文 150 words 以内
症例報告	単独症例あるいは複数の症例経過に考察を加えた報告	6,400 字以内	和文 600 字以内 英文 250 words 以内
資料・その他	上記のいずれにも相当しないが、公表する価値があるもの	10,000 字以内	必要時 和文 600 字以内 英文 250 words 以内

### 3. 二重投稿の禁止

総説以外の投稿原稿の内容は、他の出版物等(国の内外を問わず)に一部でも既に投稿されていないものに限る。また、本誌投稿中に他誌への投稿をしてはならない。

### 4. 倫理的配慮

- 1) ヒトおよび動物が対象である研究は、倫理的配慮について本文中に明記する。
- 2) 主となる研究者が所属する施設に研究倫理審査委員会が設置されている場合には

その承認を得て実施された研究・調査であり、研究倫理審査委員会名、承認番号を投稿原稿中に明記する。この場合の倫理的配慮の内容は、簡潔に明記する。

#### 5. 利益相反

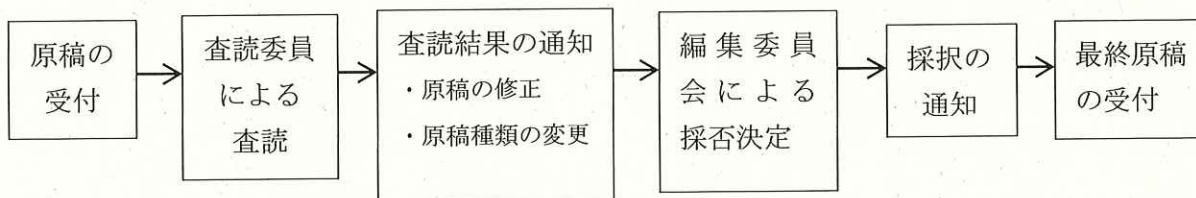
- 1) 論文の末尾に「利益相反」について明記し、当該研究の遂行、論文作成における利益相反の有無を明記する。
- 2) 特定の団体等から利益相反となるような資金等の支援を受けた場合は、「利益関係あり」と明記し、さらにその内容を欄外に明記する。
- 3) 利益相反がない場合は、「本研究遂行において利益相反は存在しない」と明記する。

#### 6. 投稿手続き

- 1) 電子投稿ガイドに従い、投稿者情報、論文情報（本文においては氏名、所属、謝辞ほか投稿者を特定できるような事項は取り外しておく）を電子投稿システム画面上に入力する。
- 2) 投稿時には学会ホームページに示されている「執筆要項」に基づき論文を作成し、「投稿論文チェックリスト」をダウンロードし、原稿の点検確認を行い、PDFファイルに変換し、アップロードする。

#### 7. 投稿原稿の受付および採否

- 1) 上記6の手続きを行った日を受付日とする。編集委員会から受付日と受付番号を投稿者に通知する。
- 2) 原稿の投稿から最終原稿の送付までは以下の手順で行う。
- 3) 最終原稿は、著者等の個人情報、所属機関、倫理委員会名称(承認番号)、謝辞、利益相反等を明記した本文(Word)と図表のファイル(Word Excel PP PDF等)、「著作権譲渡同意書」(PDF)を電子投稿システム画面上に入力する。
- 4) 投稿された原稿は理由の如何を問わず返却しない。



#### 8. 著者校正

査読を経て採択された原稿の著者校正は、原則として1回とする。校正の際の大幅な加筆は原則として認めない。



9. 著作権

投稿された論文に関する著作権は、本学会に帰属する。帰属の時期は原則として最終原稿の受付時点とする。提示されている著作権譲渡同意書は、自筆で署名したものを、PDFファイルにし、最終原稿とともに上記「日本NP学会事務局学会誌編集担当」へメール添付で送付する。他者の著作権に帰属する資料を引用するときは、著者がその許可申請手続きを行う。

10. 著者が負担すべき費用

1) 掲載料は原則として無料とする。

11. その他

1) その他の必要な事項については、編集委員会で決定し理事会で報告する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は平成 29 年〇月〇日から施行する。

## 初回投稿論文チェックリストの一部改正について

## 1 改正内容

- (1) 「23.」の本文中、「チェック者・機関名」を削除する。
- (2) 「24.」の本文中、「一つのファイル（「論文ファイル」とする）」を「各ファイル」に改める。
- (3) 「24.」の「2）」中、「和文要旨：1 ページ分」を「要旨：和文要旨 1 ページ分」に改め、「英文要旨 1 ページ分を使用し、通し番号はつけない」を末尾に挿入する。
- (4) 「24.」の「3）」中、「改ページをして、」を削除し、「文献表は改ページをして、通し番号は本文に続ける」を末尾に挿入する。
- (5) 「24.」の「4）」文献表：改ページをして、通し番号は本文に続ける」を削除する。
- (6) 「24.」の「5）」を「4）」に改め、「表 (Table)：1 ページに 1 点とし、ページ番号はつけない」を末尾に挿入する。
- (7) 「24.」の「6）」表 (Table)：1 ページに 1 点とし、ページ番号はつけない」を削除する。
- (8) 「24.」の「7）」英文要旨：1 ページ分を使用し、通し番号はつけない」を削除する。

## 2 改正理由

- (1) チェックリストの順番を投稿論文の編綴にあわせるための字句・文言の整理

## 3 新旧対照表

旧	新
・ 23. 英文要旨は native check を受けている <u>チェック者・機関名</u>	・ 23. 英文要旨は native check を受けている
・ 24. 投稿論文は次の順で並べ、 <u>一つのファイル（「論文ファイル」とする）</u> にまとめている	・ 24. 投稿論文は次の順で並べ、 <u>各ファイル</u> にまとめている
1) <u>論文題（日本語・英語）：1 ページ分を使用し、通し番号はつけない</u>	1) <u>論文題（日本語・英語）：1 ページ分を使用し、通し番号はつけない</u>
2) <u>和文要旨：1 ページ分を使用し、通し番号はつけない</u>	2) <u>要旨：和文要旨 1 ページ分を使用し、通し番号はつけない</u> <u>英文要旨 1 ページ分を使用し、通し番号はつけない</u>
3) <u>本文：改ページをして、通し番号は第 1 ページからつける</u>	3) <u>本文：通し番号は第 1 ページからつける</u> <u>文献表は改ページをして、通し番号は本文に続ける</u>
4) <u>文献表：改ページをして、通し番号は本文に続ける</u>	<u>(削除)</u>
5) <u>図 (Figure)：1 ページに 1 点とし、ページ番号はつけない</u>	4) <u>図 (Figure)：1 ページに 1 点とし、ページ番号はつけない</u> <u>表 (Table)：1 ページに 1 点とし、ページ番号はつけない</u>
6) <u>表 (Table)：1 ページに 1 点とし、ページ番号はつけない</u>	<u>(削除)</u>
7) <u>英文要旨：1 ページ分を使用し、通し番号はつけない</u>	<u>(削除)</u>

## 初回投稿論文チェックリスト

※投稿する前に原稿を点検確認し、原稿に添付して提出してください。下記項目に従っていない場合は、投稿を受付けないことがあります。

- 1. 原稿の内容は他の出版物等にすでに発表、あるいは投稿されていない
- 2. 筆頭著者は本学会会員である
- 3. 希望する原稿の論文の種類と文字数の規定を確認している
- 4. 文字数は本文、文献、図表を含めて投稿規程の制限範囲内である
- 5. 倫理的配慮を要する研究はその内容が記載されている
- 6. 利益相反について記載されている
- 7. 原稿は A4 判横書きで、1 行 35 字、1 ページ 28 行に記述している
- 8. 本文原稿右欄外に図（グラフ、写真を含む）、表の挿入希望位置を示している
- 9. 本文中の文献の引用は、文献リストの番号を右肩片括弧表示している
- 10. 本文中の文献番号と文献リストの番号が一致している
- 11. 文献の情報は原典と相違ない
- 12. 文献の共著者は 3 名まで表記している
- 13. 文献リストは本文の引用順に列記している
- 14. 文献の種類による記載方法は執筆要項に従っている
- 15. わかりやすく簡潔で、読み手に確実に内容が伝わる文章で記述されている
- 16. 主語は明確であり、2 通りに解釈できる文章はない
- 17. パラグラフ同士のつながりは明確である
- 18. 誤字、人名のスペルミス、文献記載の不備等の誤りはない
- 19. 句読点は「,」または「.」で統一されている
- 20. 和文要旨 300 または 600 字、英文要旨 150 または 250 words 前後をつけている
- 21. 要旨には原則として、目的・方法・結果・結論の項目をつけ、それぞれにつき簡潔に述べている
- 22. 和文要旨と英文要旨の内容はあっている
- 23. 英文要旨は native check を受けている
- 24. 投稿論文は次の順で並べ、各ファイルにまとめている
  - 1) 論文題（日本語・英語）：1 ページ分を使用し、通し番号はつけない
  - 2) 要旨：和文要旨 1 ページ分を使用し、通し番号はつけない  
英文要旨：1 ページ分を使用し、通し番号はつけない
  - 3) 本文：通し番号は第 1 ページからつける  
文献表は改ページをして、通し番号は本文に続ける
  - 4) 図 (Figure)：1 ページに 1 点とし、ページ番号はつけない  
表 (Table)：1 ページに 1 点とし、ページ番号はつけない
- 25. 本文原稿は本文に氏名、所属、謝辞ほか投稿者を特定できるような事項を取り外してある

以上

日本 NP 学会学術雑誌 Q&A

Q 1 : 著者ならびに共著者とも学会会員でなければならないでしょうか？

A : 著者ならびに共著者とも本学会会員であることが原則で、特に著者は会員でなければ原稿を受け付けることはできません。共著者についてはできるだけ入会をお願いしますが諸事情により入会できない場合は、未会員のままで投稿手続きを進めてください。

Q 2 : 投稿時、学会番号記入は必要ですか？

A : 投稿時、投稿者情報として氏名の前に半角で学会番号の記入をお願いします。

Q 3 : 原稿のページ番号はどのようにつけたらよいでしょうか？

A : ページ番号は本文と文献表のみ通し番号で付けてください。他はつけないでください。

Q 4 : 「著作権譲渡同意書」はいつ送ればよいでしょうか？

A : 採択の通知受理後、最終原稿といっしょに PDF で送付してください。

## 平成 29 年度日本 NP 学会事業計画書

- 1 会員  
会員の募集と入会の手続き
- 2 会議
  - 1) 第 1 回日本 NP 学会理事会 (メール稟議による開催)
    - (1) 平成 28 年度事業・決算報告
    - (2) 平成 29 年度事業・予算承認
  - 2) 第 1 回日本 NP 学会総会  
日時：平成 29 年 11 月 25 日 (土)  
場所：国際医療福祉大学大学院 成田キャンパス
    - (1) 平成 28 年度事業・決算承認
    - (2) 平成 29 年度事業・予算報告
- 3 学術集会
  - 第 3 回学術集会 栗田康生 大会長  
国際医療福祉大学大学院  
日時：平成 29 年 11 月 25 日 (土)  
会場：国際医療福祉大学 成田キャンパス
  - 第 4 回学術集会 (北海道・東北ブロック)  
東北文化学園大学 渡邊隆夫 大会長 (案)  
日時：2018 年 11 月
- 4 学会誌  
日本 NP 学会誌の発刊 (年 2 回)
- 5 ブロック活動の促進
- 6 学会ホームページの改修  
ホームページに CMS を導入し、ブロック活動・会員名簿について  
本学会(事務局)で自由に更新ができるようシステム改修をおこなう

平成29年度 日本NP学会 予算

資料1-3

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(単位:円)

歳入の部

収 入 科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	差引 残高	備 考
会 費	1,400,000	1,150,000	250,000	個人会員 5,000円×250名 1,250,000 円 学生会員 3,000円× 50名 150,000 円 賛助会員 団体 10,000円× 0件 0 円 個人 1,000円× 0名 0 円
繰越金	2,828,112	2,032,548	795,564	
寄付金	0	0	0	
学術集会準備金戻り	300,000	300,000	0	H29年度分
諸 収 入	888	352	536	銀行利息
合計	4,529,000	3,482,900	1,046,100	

歳出の部

(単位:円)

支 出 細科目	本年度 予算額	前年度 予算額	差引 残高	備 考					
管理費	会議費	0	0	0	会場費(総会・理事会) *学術集会と兼ねる				
	報酬	12,000	0	12,000	入会受付(学術集会会場にて) 6,000円×2名 12,000 円				
	旅費交通費	0	0	0					
	印刷製本費	80,000	10,000	70,000	コピー代等 10,000 円 封筒(角2 1,000部 長3 1,000部) 70,000 円				
	振込手数料	10,000	10,000	0	10,000 円				
	郵送料	55,000	30,000	25,000	会員入会通知等 30,000 円 継続会員案内 25,000 円				
	広報費	50,000	50,000	0	50,000 円				
	事務用消耗品費	20,000	20,000	0	ファイル・用紙・トナー代等 20,000 円				
	HP制作・管理費	418,000	1,067,000	△ 649,000	学会誌デザイン変更料 27,000 円 HPCMSシステム改修費(ブロック活動・会員名簿) 324,000 円 サーバー使用料・ドメイン維持費用 17,000 円 HP更新手数料 50,000 円				
	公租公課	1,000	1,000	0					
事業費	次年度学術集会準備助成金	300,000	300,000	0	H30年度 学術集会準備金 300,000 円 会議費・消耗品・振込手数料・郵送料等				
	学会誌	915,000	628,000	287,000	初期費用(H28未払分) 279,504 円 テンプレート作成料、表紙デザイン料 新規組版(表紙) 新規組版(本文) 2200円×44頁 第2号 組版(本文) 2,500円×50頁 110,000 円 第3号 組版(本文) 2,500円×50頁 110,000 円 編集会議旅費 5,000円×5回 25,000 円 依頼原稿執筆料 20,000×2人 40,000 円 企画原稿執筆料 5,000×10頁 50,000 円 査読謝金(学会員以外) 3,000×10人 30,000 円 会議費 10,000 円 郵送料 10,000 円 事務用消耗品一式 10,496 円 編集事務経費 240,000 円				
					予備費	2,668,000	1,366,900	1,301,100	
					合計	4,529,000	3,482,900	1,046,100	

## 日本 NP 学会役員 (敬称省略)

任期3年：平成27年11月14日(2015/11/14)～平成30年11月14日(2018/11/14)

### 1. 役員

理事長 1名 草間 朋子

副理事長 2名 山西 文子、村嶋 幸代

理事 16名

監事 3名

### 2. 理事構成

(理事)

(北海道・東北) 渡辺 美和、石川 ちさと、塚本 容子、渡邊 隆夫

(関東) 重富 杏子、福永 ヒトミ、岩本 郁子、栗田 康生

(中部・関西) 酒井 博崇、黒澤 昌洋、小松 徹、福本 由美子

(中国・四国・九州・沖縄) 廣瀬 福美、宮川 ミカ、小野 美喜、藤内 美保

(監事)

忠 雅之、野川 道子、渡邊 孝

## 日本NP学会会則

平成28年11月26日

## 第1章 総 則

第1条 本会は日本NP学会（Japan Society of Nurse Practitioner）という。

第2条 本会の事務局は、大分県大分市廻栖野2944番地9「大分県立看護科学大学内」に置く。

## 第2章 目 的

第3条 本会は、診療看護師（NP）の実践・教育・研究活動を通して、人々の生活と健康に寄与することを目的とする。

## 第3章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、学術交流を目的とする学術集会の開催
- 二、学会誌等の発行
- 三、診療看護学の探求および診療看護師（NP）の質向上に必要な教育、調査及び研究
- 四、関係団体との連絡及び協力
- 五、その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

## 第4章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一、正会員（個人）
- 二、学生会員（個人）
- 三、賛助会員（個人、団体）
- 四、名誉会員

第6条 正会員とは、診療看護学（論）および診療看護師（NP）の実践・教育・研究活動に関心のある個人で、本会の目的に賛同し所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得た者をいう。

2. 正会員は、総会に出席し、議決権を行使することができる。



3. 正会員は、学会誌に投稿し、学術集会で発表し、学会誌等の配布を受けることができる。
4. 学生会員は、全ての大学院で学んでいる者をいう。

第7条 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本会の事業を支援するため所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得た者または組織をいう。

2. 賛助会員はオブザーバーとして総会に参加することができる。
3. 賛助会員は学会誌の配布を受けることができる。

第8条 名誉会員とは、本会の発展に多大な貢献をした者で、理事長が推薦し理事会の承認を得た者とする。

2. 名誉会員は総会に出席し意見を述べることができる。
3. 名誉会員は学会誌の配布を受けることができる。
4. 名誉会員は会費の納入を必要としない。

第9条 本会に入会を認められた者は、別に定める年会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、理由のいかんを問わず、これを返納しない。

第10条 会員は次の理由により、その資格を失う。

一、退会

二、会費の滞納（1年間）

三、死亡または失踪

四、除名

2. 退会を希望する会員は、退会届を理事会へ提出しなければならない。
3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく反する行為のあった会員は、理事会の議を経て理事長がこれを除名することができる。

## 第5章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

一、理事長 1名

二、副理事長 2名

三、理事 16名

四、その他、理事長が指名した理事2名以内

五、監事 3名

第12条 役員を選出は次のとおりとする。

- 一、理事（前条四に定めるものを除く）及び監事は、総会において正会員の中から選出する。
- 二、理事長および副理事長は理事の互選により選出する。
- 三、理事長は、本会の運営を円滑に図るため、正会員の中から2名以内の理事を指名できる。

第13条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中で交替した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第14条 役員は次の職務を行う。

- 一、理事長は本会を代表し会務を総括する。
- 二、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはこれを代行する。
- 三、理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 四、監事は理事の職務の執行および本会の会計、資産を監査する。

第6章 会議

第15条 本会に理事会をおき、次の職務を行う。

- (1) 総会の開催に係る事項
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 事業計画及び収支予算に係る事項
- (4) その他理事長が必要とする業務執行の決定

第16条 理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 理事会は年1回以上開催する。ただし、理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は臨時にこれを開催しなければならない。
3. 理事会は理事の過半数の出席を以て成立する。
4. 理事会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち議長が指名する理事1名が、これに署名押印する。

第17条 総会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 総会は、正会員数の10分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委

任状をもって出席とみなすことができる。

3. 通常総会は、年 1 回開催する。

4. 臨時総会は、正会員の5分の1以上から請求があったとき、および理事会が必要と認めるとき理事長が招集して開催しなければならない。

5. 総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち議長が指名する理事1名が、これに署名押印する。

第18条 総会は次の事項を議決する。

一、役員を選任

二、会則の変更

三、事業報告及び収支決算に関する事項

四、その他理事長または理事会が必要と認める事項

第19条 総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

第20条 本学会の事業を推進するために必要があるときは、委員会、地方研究会を設置することができる。

2. 委員会、地方研究会に関する必要な事項は理事会において、別に定める。

## 第7章 学術集会等

第21条 学術集會会長（以下、大会長という）は、理事会で正会員の中から選出し総会の承認を得る。

2. 大会長の任期は1年とする。

3. 大会長は学術集會を主宰する。

4. 必要に応じ委員会、分科会を持つことができる。

## 第8章 学会誌

第22条 学会誌は年1回以上発行する。

2. 学会誌を発行するために編集委員会を置く

3. 編集委員長は理事長が任命する。

## 第9章 会 計

第23条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の予算及び決算は、予算にあつては理事会の、決算にあつては総会の承認を受け、学会誌に掲載しなければならない。

第24条 本会の会計年度は各年4月1日にはじまり翌3月末日をもって終わる。

第25条 学術集会の費用は、学術集会参加費をもって充てる。ただし、その決算報告は理事会において行う。

## 第10章 会 則 変 更

第26条 本会則の変更は、理事会の議を経たのち総会の承認を得る。

2. 前項の承認は、第19条の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第11章 雑 則

第27条 この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は別に定める。

### 附則

本会則は、平成27年6月1日から施行する。

### 附則

改正後の本会則は、平成28年11月26日から施行する。